

○千葉市文化ホール管理規則

平成3年4月30日

規則第44号

改正 平成3年9月27日規則第55号

平成6年3月29日規則第4号

平成7年3月24日規則第16号

平成8年3月8日規則第5号

平成10年3月23日規則第12号

(題名改称)

平成15年3月31日規則第45号

平成17年10月11日規則第56号

平成18年10月3日規則第70号

(題名改称)

平成19年6月6日規則第49号

平成21年3月31日規則第22号

平成22年3月31日規則第43号

平成26年1月29日規則第4号

平成27年3月27日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市文化ホール設置管理条例（平成3年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、文化ホールの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成10規則12・平成17規則56・平成18規則70・一部改正）

(使用期間)

第2条 文化ホールを引き続いて使用することができる期間は、5日間とする。

ただし、指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第3条繰上・一部改正）

（使用の許可申請）

第3条 条例第7条第1項の規定により文化ホールの施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市文化ホール施設使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（2日以上連続使用するときは、その初日をいう。）の属する月の12月前の月の初日（この日が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、1月においては1月4日とし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。）から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認め、かつ、文化ホールの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（平成10規則12・平成15規則45・一部改正、平成17規則56・旧第4条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正）

（使用の許可）

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化ホール施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉市文化ホール施設使用不許可通知書（様式第3号）を、申請者に交付するものとする。

（平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第5条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正）

（使用の取消し）

第5条 文化ホールの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、千葉市文化ホール施設使用取消届（様式第4

号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(平成10規則12・一部改正、平成17規則56・旧第6条繰上・一部改正、平成18規則70・一部改正)

(使用の許可に係る事項の変更)

第6条 使用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市文化ホール施設使用許可事項変更許可申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市文化ホール施設使用許可事項変更許可書(様式第6号)を、許可しないときは千葉市文化ホール施設使用許可事項変更不許可通知書(様式第7号)を、使用者に交付するものとする。

(平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正)

(使用の許可の取消し)

第7条 指定管理者は、条例第9条の規定により使用の許可を取り消したときは、千葉市文化ホール施設使用許可取消通知書(様式第8号)を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

(平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正)

(附属設備の利用料金)

第8条 条例別表第3の舞台設備その他の附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

(平成15規則45・一部改正、平成17規則56・旧第7条繰下、平成18規則70・一部改正)

(使用時間以外に使用する場合の利用料金)

第9条 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、午前（午前9時から正午までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

（平成17規則56・追加）

（利用料金の割増料）

第10条 条例別表第2備考第3項第2号の入場料の類（以下「入场料等」という。）とは、入场料その他名目のいかんを問わず直接又は間接に金銭の支出が必要となるものをいう。

2 条例別表第2備考第3項第2号の利用者が入场料の類を徴収する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入场料等の最高額（消費税相当額を含む。以下この項において同じ。）が500円以下の場合 条例別表第2備考第3項に規定する利用料金額（以下この項において「利用料金額」という。）に100分の20を乗じて得た額

(2) 入场料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 利用料金額に100分の40を乗じて得た額

(3) 入场料等の最高額が1,000円を超える場合 利用料金額に100分の60を乗じて得た額

3 条例別表第2備考第3項第3号の物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものは、物品の販売（催物に附帯するプログラム等の販売を除く。）並びに商品の展示、広告及び宣伝をいう。

4 使用時間内において使用の許可を受けた時間（以下この項において「使用許可時間」という。）を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

（1） 午前の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。以下同じ。）に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額

（ア） 午後に係る利用料金の額の4分の5に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（イ） 午後5時を超えて超過して使用する時間1時間までごとに、夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（2） 午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

（ア） 午前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（イ） 午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の

120を乗じて得た額

イ ア以外の場合 ア（イ）に掲げる額

（３） 午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 第1号イ（イ）に掲げる額

（４） 夜間の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

（ア） 第1号イ（ア）に掲げる額

（イ） 第2号ア（ア）に掲げる額

（ウ） 夜間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

イ 午後5時前から繰り上げて使用する場合（アに掲げる場合を除く。）
次に掲げる額の合計額

（ア） 午後5時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

（イ） ア（ウ）に掲げる額

ウ ア及びイ以外の場合 ア（ウ）に掲げる額

（平成15規則45・全改、平成17規則56・旧第8条繰下・一部改正、平成18規則70・一部改正）

（利用料金の減免）

第11条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１） 本市が共催する行事に使用する場合

（２） 前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(平成 17 規則 56・追加)

(利用料金の徴収)

第 12 条 指定管理者は、使用許可書を交付する際に利用料金を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用するときは、この限りでない。

(平成 15 規則 45・一部改正、平成 17 規則 56・旧第 9 条繰下・一部改正)

(利用料金の返還)

第 13 条 条例第 12 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となった場合

(2) 使用しようとする日の 30 日前までに使用の取消しを届け出た場合
(平成 10 規則 12・一部改正、平成 15 規則 45・旧第 11 条第 2 項・一部改正、平成 17 規則 56・旧第 10 条繰下・一部改正)

(損傷等の届出)

第 14 条 文化ホールの施設を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平成 10 規則 12・一部改正、平成 15 規則 45・旧第 13 条繰上、平成 17 規則 56・旧第 12 条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第 15 条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (4) 立入りを禁止した区域に立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (6) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (7) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(平成17規則56・追加、平成19規則49・一部改正)

(公告)

第16条 市長は、条例第14条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 文化ホールの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に文化ホールの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 条例第14条第3項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第1項に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則56・追加)

(指定申請)

第17条 指定申請は、申請期間内に千葉市文化ホール指定管理者指定申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度における文化ホールの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）に

あつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（平成17規則56・追加、平成18規則70・平成27規則11・一部改正）

（指定）

第18条 市長は、条例第14条第4項の規定により指定したときは、千葉市文化ホール指定管理者指定書（様式第10号）を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第14条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市文化ホール指定管理者不指定通知書（様式第11号）を当該法人等に交付するものとする。

（平成17規則56・追加、平成18規則70・一部改正）

（告示）

第19条 条例第14条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 文化ホールの名称

- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(平成17規則56・追加)

(協定の締結)

第20条 指定管理者は、市長と文化ホールの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化ホールの管理に関する事業計画に関する事項
- (2) 文化ホールの施設の使用の許可に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 文化ホールの管理に要する費用に関する事項
- (5) 文化ホールの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 文化ホールの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他文化ホールの管理に関する業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平成17規則56・追加)

(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に文化ホー

ルの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(平成17規則56・追加)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、文化ホールの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成15規則45・追加、平成17規則56・旧第14条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成3年5月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、平成3年5月15日から施行する。

附 則 (平成3年9月27日規則第55号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる使用料については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 施行日前の使用の許可に係る千葉市民文化ホールの附属設備使用料

附 則 (平成6年3月29日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則 (平成7年3月24日規則第16号)

この規則は、平成7年3月25日から施行する。

附 則 (平成8年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１０年３月２３日規則第１２号）

- 1 この規則は、平成１０年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千葉市文化センター管理規則及び千葉市民文化ホール管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１５年３月３１日規則第４５号）

- 1 この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千葉市若葉文化ホール管理規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前になされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年１０月１１日規則第５６号）

- 1 この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１４条を第２２条とし、第１２条の次に７条を加える改正規定（第１６条から第２０条までの規定に係る部分に限る。）及び様式第６号の次に５様式を加える改正規定（様式第９号から様式第１１号までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市若葉文化ホール管理規則第４条第１項又は第６条第３項の規定による許可の申請は、それぞれこの規則による改正後の千葉市若葉文化ホール管理規則第３条第１項又は第６条第１項の規定による許可の申請とみなす。

附 則（平成１８年１０月３日規則第７０号）

- 1 この規則は、千葉市若葉文化ホール設置管理条例の一部を改正する条例（平成１８年千葉市条例第３８号）の施行の日から施行する。ただし、第１７条及び第１８条の改正規定、様式第５号の改正規定（「

許可を受けた事項	使用日

」を「

使用日

」に、「還付額」を「返還額」に改める部分に限る。）、様式第6号の改正規定（「還付額」を「返還額」に改める部分に限る。）、様式第7号の改正規定（「追徴金額（円）」を「追徴金額」に、「還付金」を「返還額」に改める部分に限る。）並びに様式第9号から様式第11号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成19年6月6日規則第49号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第15条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 26 年 1 月 29 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の千葉市民会館管理規則別表、第 2 条の規定による改正後の千葉市文化センター管理規則別表、第 3 条の規定による改正後の千葉市文化ホール管理規則別表、第 4 条の規定による改正後の千葉市美術館管理規則別表第 2 号及び第 5 条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ管理規則別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

（平成 26 規則 4・全改）

区分	品目	形状内容	単位	利用料金 午前、午後、夜間、 使用時間以外の 時間 各 1 回に つき	備考
舞台設 備	びょうぶ	金	一双	1, 280 円	
		鳥の子			若葉文化ホー ルに限る。

所作台		一式	5, 9 2 0 円	
花道用所作台		一式	1, 0 8 0 円	
鳥屋囲い	揚幕付	一式	6 3 0 円	
見切り	邦楽邦舞用	一式	1, 2 8 0 円	
反響板		一式	5, 4 0 0 円	
平台		1 台	2 0 0 円	
化粧平台	1 段	1 台	2 0 0 円	美浜文化ホールに限る。
オーケストラ用ポータブルステージ		1 台	2 0 0 円	若葉文化ホールに限る。
ポータブルステージ用けこみ		一式	1, 0 8 0 円	
指揮台		1 台	3 0 0 円	
指揮者用ディレクターチェア		1 台	3 0 0 円	
指揮者用譜面台		1 台	1 5 0 円	
演奏者用譜面台		1 台	5 0 円	譜面灯を含む。
演壇		一式	1, 0 8 0 円	司会者台を含む。

	司会者台		1 台	5 2 0 円	
	プログラム スタンド		1 台	1 0 0 円	
	コントラバ ス用椅子		1 台	1 0 0 円	
	ソロ演奏者 用椅子		1 台	1 0 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	展示パネル		1 枚	2 0 0 円	
	松羽目		一式	2, 6 8 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	地がすり		1 枚	1, 0 8 0 円	
	ひ毛仙（大）		1 枚	6 3 0 円	
	ひ毛仙（中）		1 枚	2 0 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	ひ毛仙（小）		1 枚	1 0 0 円	
	しゃ幕		1 枚	1, 0 8 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	座布団		1 枚	1 0 0 円	
	長座布団		1 枚	1 0 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	上敷		1 枚	1 5 0 円	
	バレエ用シ ート		一式	3, 1 1 0 円	
舞台照 明設備	フットライ ト		1 列	7 5 0 円	
	花道用フッ		1 列	4 2 0 円	美浜文化ホー

トライト				ルに限る。
天反ライト		1 列	1, 3 8 0 円	若葉文化ホールに限る。
天井ライト		1 列	7 5 0 円	美浜文化ホールに限る。
ボーダーライト	2 列まで	1 列	1, 3 8 0 円	
プロセニアムサスペンションライト		1 列	2, 9 1 0 円	
サスペンションライトA	3 列まで	1 列	2, 9 1 0 円	若葉文化ホールに限る。
サスペンションライトB	4 列まで	1 列	2, 9 1 0 円	美浜文化ホールに限る。
アッパーホリゾントライト		1 列	1, 6 0 0 円	
ローアーホリゾントライト		1 列	1, 6 0 0 円	
シーリングスポットライト		1 列	2, 6 8 0 円	
リモコンピンスポット		1 台	1, 0 8 0 円	

ライト				
フロントサイドライトA	16灯まで750ワット	一式	2,160円	若葉文化ホールに限る。
フロントサイドライトB	16灯まで1キロワット	一式	2,670円	美浜文化ホールに限る。
フロントサイドライトC	4灯まで	一式	650円	美浜文化ホールに限る。
固定トータルスポットライト		一式	2,660円	若葉文化ホールに限る。
クセノンピンスポットライトA	2キロワット	1台	1,330円	若葉文化ホールに限る。
クセノンピンスポットライトB	1キロワット	1台	1,330円	美浜文化ホールに限る。
ミラーボール		1台	420円	
移動用スポットライト		1台	250円	
移動用ピンスポットライト		1台	630円	若葉文化ホールに限る。
エフェクトマシンA	オーロラマシン 波エフェクトマシン	1台	520円	若葉文化ホールに限る。 美浜文化ホー

		オーロラマシン 波エフェクトマシン 虹エフェクトマシン			ルに限る。
	エフェクト マシンB	プロジェクター スポットライト	1 台	1, 6 0 0 円	
	ストロボマ シン		1 台	1, 0 8 0 円	
	星球		一式	5 2 0 円	
	ブラックラ イト		一式	7 5 0 円	若葉文化ホー ルに限る。
	ストリップ ライト		1 台	2 5 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	スタンド		1 台	1 0 0 円	
	スモークマ シン		1 台	4, 3 2 0 円	美浜文化ホー ルに限る（オイ ルを含む。）。
舞台音 響設備	拡声装置A		一式	3, 2 4 0 円	かげマイク 1 本を含む。
	拡声装置B		一式	1, 6 0 0 円	美浜文化ホー ルに限る。
	録音・再生機 器（テープ・ CD・MD等）		1 台	1, 0 8 0 円	
	はね返りス		1 台	5 2 0 円	

ピーカー				
ワイヤレス マイクA	ハンド型、タイプ ン型	1 本	1, 0 8 0 円	若葉文化ホー ルに限る。
ワイヤレス マイクB	ハンド型、タイプ ン型	1 本	2, 3 6 0 円	
3 点つりマ イク装置		一式	8 5 0 円	マイクを含ま ない。
エレベータ マイク装置		1 基	6 3 0 円	若葉文化ホー ルに限る。 マイクを含ま ない。
ステージス ピーカーシ ステム		一式	3, 2 4 0 円	アンプを含む。
周辺機器	イコライザー エコーマシン リミッターコンプ レッサー ノイズゲート マルチエフェクタ ー	1 台	1, 2 8 0 円	
パワーアン プ		1 台	1, 2 8 0 円	
移動用音響 調整卓	マイク・ライン入 力1 7チャンネル 以上	1 台	2, 6 8 0 円	

		マイク・ライン入力17チャンネル未満	1台	630円	
	ステレオコンデンサーマイク		1本	2,160円	
	マイクロフォン	コンデンサー型	1本	1,080円	
		ダイナミック型	1本	630円	
	マイクスタンド		1本	100円	
映写設備	16ミリ映写機		1台	3,010円	若葉文化ホールに限る。 スクリーンを含まない。
	スクリーン		一式	1,280円	
	スライド映写機		1台	1,280円	若葉文化ホールに限る。
	ビデオ撮影システム	ビデオカメラ、デッキ、簡易編集機	一式	3,990円	若葉文化ホールに限る。
	ビデオプロジェクター		1台	1,930円	スクリーンを含まない。
	オーバーヘッドプロジェクター		1台	1,280円	若葉文化ホールに限る。
楽器	ピアノ	スタインウェイD型	1台	6,480円	

		ヤマハS 6	1 台	3, 2 4 0 円	美浜文化ホールに限る。
		ヤマハC 1、ヤマハCLP—7 6 0 デジタルピアノ	1 台	8 5 0 円	若葉文化ホールに限る。
		ローランドRG—7 デジタルピアノ	1 台	8 5 0 円	美浜文化ホールに限る。
	LM楽器		一式	1, 9 3 0 円	美浜文化ホールに限る。
その他	折りたたみ椅子		1 本	5 0 円	
	折りたたみテーブル		1 本	2 0 0 円	
	持込器具	1 キロワットにつき	1 回	1 5 0 円	
	シャワー		1 室	3 0 0 円	若葉文化ホールに限る。

様式第1号

受 付 番 号	
---------	--

年 月 日

千葉市文化ホール施設使用許可申請書

(あて先)指定管理者

申請者	住所
	氏名・名称
	連絡先電話番号
	連絡先電子メールアドレス @
担当者	住所
	氏名
	連絡先電話番号
	連絡先電子メールアドレス @

次のとおり使用の許可を申請します。

使用日	年 月 日 (曜 日)	行事名			
			施 設 名	区 分	金 額 (円)
入 場 方 法	入 場 料 金 (円)		小 計		
			割 増 料		
入 場 予 定 数			合 計 金 額		
担当 :					

様式第 2 号

許可番号	
------	--

年 月 日

千葉県文化ホール施設使用許可書
様

指定管理者 

次のとおり施設の使用を許可します。

使用日	年 月 日 (曜日)	行事名		
		施設名	区分	金 額 (円)
入 場 方 法	入 場 料 金 (円)		小 計	
			割 増 料	
入 場 予 定 数			合 計 金 額	
			担当 :	

様式第3号

第 号
年 月 日

千葉市文化ホール施設使用不許可通知書

様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった千葉市文化ホールの使用については、次の理由により許可しないので通知します。

申請のあった施設	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
申請のあった行事名	
許可しない理由	

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

受 付 番 号	
---------	--

年 月 日

千葉市文化ホール施設使用取消届

(あて先)指定管理者

申請者 住所
氏名・名称
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @
担当者 住所
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

次のとおり千葉市文化ホールの使用を取り消します。

使用日	年 月 日 (曜日)	行事名			
			施 設 名	区 分	金 額 (円)
入 場 方 法	入 場 料 金 (円)		小 計		
	許可の年月日 及び許可番号				
使用を取り消す理由					
添付書類：使用許可書					

様式第5号

受 付 番 号	
---------	--

年 月 日

千葉県文化ホール施設使用許可事項変更許可申請書

(あて先)指定管理者

申請者	住所
	氏名・名称
	連絡先電話番号
	連絡先電子メールアドレス @
担当者	住所
	氏名
	連絡先電話番号
	連絡先電子メールアドレス @

千葉県文化ホールの使用について、許可に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

使用日	年 月 日 (曜日)	行事名			
			施 設 名	区 分	金 額 (円)
入 場 方 法	入 場 料 金 (円)		小 計		
			既 納 額		
入 場 予 定 数			追 徴 金 額		
			返 還 額		
変更事項			合 計 金 額		
添付書類：使用許可書					

様式第 6 号

許可番号	
------	--

年 月 日

千葉市文化ホール施設使用許可事項変更許可書
様

指定管理者 

千葉市文化ホールの使用の許可に係る事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

使用許可事項	使用日	年 月 日 (曜日)	行事名			
				施設名	区分	金 額 (円)
入 場 方 法	入 場 料 金 (円)			小 計		
				既 納 額		
入 場 予 定 数				追 徴 金 額		
				返 還 額		
変更事項				合 計 金 額		
担当 :						

様式第7号

第 号

年 月 日

千葉市文化ホール施設使用許可事項変更不許可通知書
様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった千葉市文化ホールの使用の許可に係る事項の
変更の申請については、次の理由により許可しないので通知します。

使用 許可 事項	使用日	年 月 日 (曜日)	行事名			
				施設名	区分	金額(円)
入場方法		入場料金(円)		小計		
				既納額		
入場予定数				追徴金額		
				返還額		
変更事項				合計金額		
許可しない理由						

教示

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第8号

第 号
年 月 日

千葉市文化ホール施設使用許可取消通知書

様

指定管理者 ㊟

次のとおり千葉市文化ホールの使用の許可を取り消しましたので通知します。

取り消した許可の内容	使 用 施 設	
	使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	許 可 の 年 月 日 及び許可番号	
取 消 理 由		

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市文化ホール指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	印
	連絡先電話番号	
	連絡先電子メールアドレス	@
	担当者の氏名	

次の文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

様式第10号

千葉市指令 第 号

千葉市文化ホール指定管理者指定書

様

次の文化ホールの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第11号

千葉市指令 第 号

千葉市文化ホール指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった次の文化ホールの指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 施設の名称
- 2 理由

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 号

(平成 2 2 規則 4 3 ・ 全改)

様式第 2 号

(平成 1 0 規則 1 2 ・ 平成 1 7 規則 5 6 ・ 平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 3 号

(平成 1 7 規則 5 6 ・ 追加、平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 4 号

(平成 2 2 規則 4 3 ・ 全改)

様式第 5 号

(平成 2 2 規則 4 3 ・ 全改)

様式第 6 号

(平成 1 0 規則 1 2 ・ 平成 1 7 規則 5 6 ・ 平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 7 号

(平成 1 7 規則 5 6 ・ 追加、平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 8 号

(平成 1 7 規則 5 6 ・ 追加、平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 9 号

(平成 2 2 規則 4 3 ・ 全改)

様式第 1 0 号

(平成 1 7 規則 5 6 ・ 追加、平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)

様式第 1 1 号

(平成 1 7 規則 5 6 ・ 追加、平成 1 8 規則 7 0 ・ 一部改正)